

ワンポイントアドバイス

相続税の豆知識

相続財産の節税について

相続財産を現預金で維持すると、そのまま相続税の対象となりますが、不動産を取得すると、その不動産評価による相続税の対象となります。

相続財産	相続評価	メリット	デメリット
現金	そのままの金額	すぐに現金として利用できる	評価減はない
不動産	土地は路線価評価額、建物は固定資産税評価額	一般的に相続評価が安くなる	すぐに現金化できない

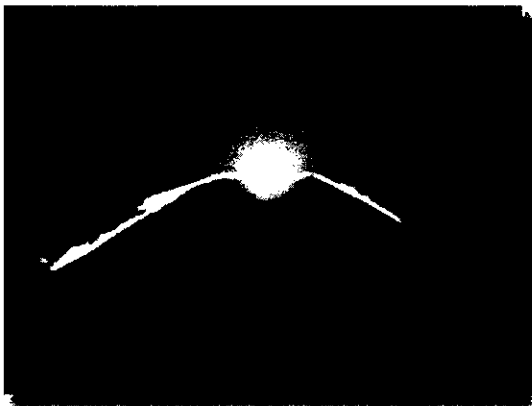
不動産はその時の時価の影響を受けるため、所有する目的でないと実際の目減りは予測できません。

これからますます相続が厳しく調査を受ける状況において、多方面の節税を考えることも必要となってきます。

個人所有の建物を不動産管理会社に売却して、『土地の無償返還に関する届出書』を取得した会社が税務署に提出して土地の評価額を下げる事が可能です。

この時、会社に購入資金がないと、そのまま会社に対する貸付金として、相続財産になります。

いろいろなケースがありますので、あなたも相続対策することが必要だと感じませんか。



.....

詳しい内容やご質問がございましたら、
TEL：06-6313-1369まで
お問い合わせ下さい。